

イギリス: 認可を要する行為

- 胚(§ 3(1))

- ・作成
- ・保管
- ・利用

*「胚」とは、**生きたヒト胚**を指す(§ 1(1))

- 配偶子(§ 4(1))

- ・保管
- ・女性に対する治療サービスの提供過程において、女性と男性が一緒にサービスを受けていない場合に男性の精子を用いること、又は、別の女性の卵子を用いること
- ・配偶子を動物の生きた配偶子と混合すること



HFEAによる「治療」「保管」又は「**研究**」のための「**認可**」が必要